

朝霞市議会懲罰特別委員会

日時 令和6年6月27日(木)午後6時11分開会  
場所 第2委員会室  
事件

(1) 外山麻貴議員に対する懲罰の件

出席者

遠藤光博	委員	長	小池貴訓	副委員	長
田原亮	委員		西明	委員	
野本一幸	委員		獅子倉晴	委員	
ごん純一	委員		利根川仁	委員	
田辺淳	委員		石川啓	委員	
黒川滋	委員				

欠席者

(なし)

傍聴議員

本田麻希子	議員	宮林智美	議員
高堀亮太郎	議員	兼本尚昌	議員

委員会に出席した事務局職員

太田敦子	事務局	長	菊島隆一	事務局	次長
松原陽子	議会	総務	柴沼勇太	議事	係長
矢澤宏人	議事	係主	熊谷祐樹	議事	係主任

---

○遠藤光博委員長 ただいまから懲罰特別委員会を開きます。

(午後6時11分)

---

○遠藤光博委員長 6月14日の本会議で付託されました外山麻貴議員に対する懲罰の件を議題とします。

初めに、発議者の黒川議員から、懲罰動議の提出理由について説明を求めます。  
黒川委員。

○黒川滋委員 既に本会議で話してありますので、簡単に申し上げます。

外山麻貴議員に対する懲罰動議ということで、発議者、田原亮、利根川仁志、黒川滋、3名で発議をしております。

次の理由により、外山麻貴議員に懲罰を科されたいので、地方自治法第135条第2項及び会議規則第160条第1項の規定により動議を提出いたします。

理由といたしましては、令和6年6月10日、本会議の議案審議における討論の中で、外山麻貴議員が団体、政党、警備活動に対して名誉と信用を傷つける言葉を述べ、そのうち一部は議事にほとんど関係しないにもかかわらず発言し、また、議事運営に関して十分な手続を行った者に対して事実誤認の非難をするなど不穏当発言を重ね、議会の品位をおとしめたために懲罰動議を提出します。

本動議が問題とする事実としては、9点を挙げております。その細かいことについては、本会議で既に述べておりますので、省略いたします。

以上です。

○遠藤光博委員長 これより懲罰動議提出者に対して質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○遠藤光博委員長 質疑がなければ、動議提出者に対する質疑を終結いたします。

それでは、外山麻貴議員に対し、懲罰事犯として懲罰を科すべきかどうか、皆さんの御意見をお伺いします。

黒川委員。

○黒川滋委員 科すか科さないかということ以前に、先ほども御意見あったと思うのですが、外山麻貴議員に懲罰を科すか科さないかを決する前に、本件は対象者が事実をめぐり、SNS等に支援者を巻き込みながら相当混乱する情報を流し続けております。このことは、本日、本会議冒頭の日程第1、発言の取消しをめぐる討論で、複数の議員から指摘されていることでございます。

したがって、手続を重んじながら、事案とする9件を中心に事実調べを丁寧に行った上で、情状を斟酌した上、これはプラスにもマイナスにもです。情状を斟酌した上、懲罰を科すか科さないか、科すとするならどのような懲罰をするのか決すべきと考えます。

本日は、事務局に様々な情報収集を求めることを決して、次回日程を決め、継続審査をすべきと考えます。

以上です。

○遠藤光博委員長 野本委員。

○野本一幸委員 提出者にはなっておりませんが、まだ、この懲罰動議を取り上げられ

てそんなたっていないし、事案も二転三転、いろいろな状況が変わってきているのが状況であります。

うちのほうとしては、いろいろ意見もあるのですけれども、今、黒川委員が言われていましたけれども、その辺をしっかりと精査することが大切だと思います。本人も議員として2,053票だけ、取っているということで、何かそのようなことを言っているようすけれども、それも含めまして、取っているからどうのこうのではなくて、やはりいろいろな形で精査しながら、私も振り返ると、とんでもないなどは正直思っていますよ。

ただ、それが事実誤認であるようなことがあってはならない。そのためにも、委員長の計らいで少し時間をいただいて、しっかりした結論を出していこうと思っていますので、少しお時間をいただければと思います。

○遠藤光博委員長 石川委員。

○石川啓子委員 質疑というか、初めての経験なので、懲罰委員会、懲罰の動議が出されて、結論を出すまでの期間が、例えば何か月以内とか、そういう規定があるのかどうかというのがちょっと分からないので、教えていただければと思います。

○遠藤光博委員長 分かりました。ちょっと事務局長のほうに確認をいたします。

○太田敦子議会事務局長 特に期間はございません。会期中とかそういうこともございません。以上です。

○遠藤光博委員長 ごん委員。

○ごん純一委員 ありがとうございます。

ちょっと僕は違まして、今回、速やかに懲罰を科すべきだと考えます。なぜかという、ちょっとこのまま時間がたてばたつほど、朝霞市議会が外山議員を許容しているとちょっと思われかねない風潮が、SNSとかでもちらっと見られるので、確かに精査すべきであるとは思いますが、彼女の今後、問題行動を起こすかもしれませんけれども、取りあえず今回、一旦懲罰を科するというのは大切なことだと思います。なので、ちょっと僕は今回これに関しては、速やかに懲罰を科すべきだという立場で討論させていただきます。

○遠藤光博委員長 石川委員、先ほどの質疑だけでよろしいですか。今、継続ということと科すということの御意見が出ましたけれども、それに関しては御意見ありますか。

石川委員。

○石川啓子委員 今、はっきりとした、いつまでということが明確でないという御説明でした。それで、確かに慎重に、たくさんの分量があることなので、一つ一つについて慎重に考えるということも大切だというふうには思っているのですけれども、でも、その期間が、やはりずっと長くなってしまいうということもちょっとどうなのかというふうに思うので、どれぐらいの期間で決めるのかということは大体めどとして持っていくほうがいいのではないかなというふうに思います。その審議の内容次第で、科すか科さないかということ結論を出していきたいというふうに思います。

○遠藤光博委員長 分かりました。

すみません。先ほどごん委員の発言に対して、私、懲罰を科すと申しましたけれども、結論を出すということです。失礼しました、訂正いたします。

利根川委員。

○利根川仁志委員 基本的には黒川委員の意見に賛同はするものの、開会前に遠藤委員長から、

今日取り消した内容は触れないのだと、取り消した内容をもって意見を言えないということの発言があったと思うのです。そこだけもう一回説明してもらっていいですか。

○遠藤光博委員長 一応、今回、発言に対して取り消したいという申出がありまして、それは議会で通りました。ということは、その発言に対して取り消すということになるので、そもそも、そうなりますと、発言がなかったということになるので、今回、この委員会で皆様がその発言を引用されてしまうと、その発言自体が空白みたいな形になってしまうのです。お手元にあるように、資料としては残るのですけれども、会議録としては消されてしまうので、ですから、そこを発言しないようにするか、もしくは違う言い回しで言っていただくかということは、発言に対してのお気をつけていただきたいという説明でした。

利根川委員。

○利根川仁志委員 分かりました。ただ、今日取消しがあって、取り消した全体分というのを見るのは、実際、今初めてで、この分は取り消すというのは分かったのだけれども。

ただ、外山議員が議会の名誉を傷つけたという発言もしていて、傷つけたのは議会だけではないよねという話もあって、そうすると、ちょっと削除した分を踏まえて、どういう指摘が適当なのか、また、結論を出すのか、懲罰を科すか科さないかも含めて、黒川委員が言ったように、ちょっと慎重に検討する時間が必要かなというふうに思います。

○遠藤光博委員長 黒川委員。

○黒川滋委員 もう一回確認しますけれども、この懲罰は6月10日時点のものとして、12日時点のものとして懲罰を審議するわけですよ、提出された日の時点の情報としてね。だから、まだ取消しされていないものを対象として審議するということになりますよね。

公開される記録として、今日取消しがあったところが公開されてしまったのは駄目だということになりますよね。ということは、議論としてはせざるを得ないという場面が来た場合は、議事録に残らないということだけですよ、議論としては成立していると。

それから、あともう一つは、議論としては成立しているし、それから事と次第によっては、以前、民生常任委員会でやったと思うのですけれども、部分的に秘密会として、この部分にどうしても触れざるを得ないことを議論する際には、秘密会としてやるという方法もありますよね。そういうことをきちんと踏まえて、議論できないというふうな先入観を与えてしまうと、正確な議論できないと思うので、きちんとそこはいろいろ手段を使い分けしていくということで前提としていただけたらなと思います。

○遠藤光博委員長 田原委員。

○田原亮委員 ありがとうございます。

今、黒川委員のほうのお話でやっとなりに落ちたのですけれども、先ほど委員長が午前中に取り消したので、要はなかったことになりますとはっきりおっしゃいましたけれども、なりませんよね。

(「なっているのだけれども」と呼ぶ者あり)

○田原亮委員 いや、違う。議事録上の話ではなくて、この懲罰委員会の審査に関しては……

(「それは違います」と呼ぶ者あり)

○田原亮委員 ですよ。そこだけちょっと訂正というか、言い方を変えて、もう一回説明していただけないか。

(何事か呼ぶ者あり)

○遠藤光博委員長 先ほど、発言がなかったことになるということではなくて……

(何事か呼ぶ者あり)

○遠藤光博委員長 そういう意味ではないです。

先ほど黒川委員がおっしゃったように、例えばそこは発言したとしても、ここでの審議は成り立つ。ただ、その発言に対しての会議録は残りませんよという意味です。

野本委員。

○野本一幸委員 先ほど石川委員からもお話があったときに、任期中だとか、それはやめてほしいですね、なるべく早めに結論を出すように。ごん委員もああいうふうに言っておりますけれども、そのぐらい熱くなっていると思うのですけれども。ただ、それは言われている側からすれば、とんでもないことを言っているわけでね。

そういう面では、なるべく早く結論を出す。そして、的確に正確な形で議論するという形をぜひ取っていただきたく、継続ということで少しお願いしたいと思います。

○遠藤光博委員長 あくまでも、今お決めしていることは、今日の審査に対して継続するか結論を出すかということなので、継続の時間を決めることではないので、そこはよろしく願います。

田原委員。

○田原亮委員 ありがとうございます。

いろいろ意見がありましたので、それぞれの意見は全て尊重したいなと思っています。

その上でですけれども、先ほども始まる前に申し上げましたけれども、ちょっといろいろなことがあり過ぎて、もう少し冷静にこちらも考えを整理する時間も欲しいので、今日のところは取りあえず結論を先送りにしていただいて、後日また日程の調整をお願いしたいなということを申し上げたいと思います。

以上です。

○遠藤光博委員長 田辺委員。

○田辺淳委員 今日、結論を出さなくていいと思いますよ。

○遠藤光博委員長 分かりました。

ほかに御意見ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○遠藤光博委員長 それでは、ただいま継続審査という意見と結論を出すべき……

(何事か呼ぶ者あり)

○遠藤光博委員長 そしたら、もう一回発言してもらってもよろしいですか。

ごん委員。

○ごん純一委員 ちょっと討論を通して継続審査の重要性を認識しましたので、継続ということとでよろしく願います。

○遠藤光博委員長 分かりました。

それでは、継続審査というお声がありますので、さらに審査をする必要があるため、審査終了するまでの間、閉会中の継続審査としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○遠藤光博委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

○遠藤光博委員長 以上で、本委員会を終了します。

(午後6時26分)

◎懲罰特別委員長